

第6期白石町高齢者福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

白石町

目次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の進行管理	3

第2章 高齢者を取り巻く現況

1 人口推計と高齢化	4
2 要介護（支援）認定者数の推移	5

第3章 計画の目標

1 基本理念	6
2 基本目標	7
3 施策の体系	9

第4章 施策の展開

1 地域包括ケアの推進	10
2 高齢者の社会参加と生きがいの推進	16
3 介護予防の推進	18
4 高齢者の在宅福祉の充実	19
5 認知症施策の推進	24
6 地域における自立した日常生活の支援	26
7 高齢者の安全・安心の確保	27

第5章 計画の推進

資料

○白石町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	29
○白石町高齢者福祉計画策定委員会設置規則	30

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は、令和元年（2019）10月1日現在、1億2,617万人、65歳以上人口は、3,589万人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%であり、年々高齢化が進んでいます。

本町の総人口は、令和2年9月末現在、22,501人、65歳以上人口は、7,881人となっており、高齢化率は35.0%と高齢化は国よりさらに進んでいます。今後においても高齢化がさらに進んでいくとともに認知症高齢者も増加すると見込まれます。

本町では、平成30年3月に『第5期白石町高齢者福祉計画』を策定し、これに基づいて様々な施策・事業を展開してきました。

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）までに大きく人口構造が変化する中で、予防や介護、医療の需要はさらに増加するものと考えられることから、その需要に応じることが可能なしくみを充実させるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを充実し、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくり」を進めていきます。

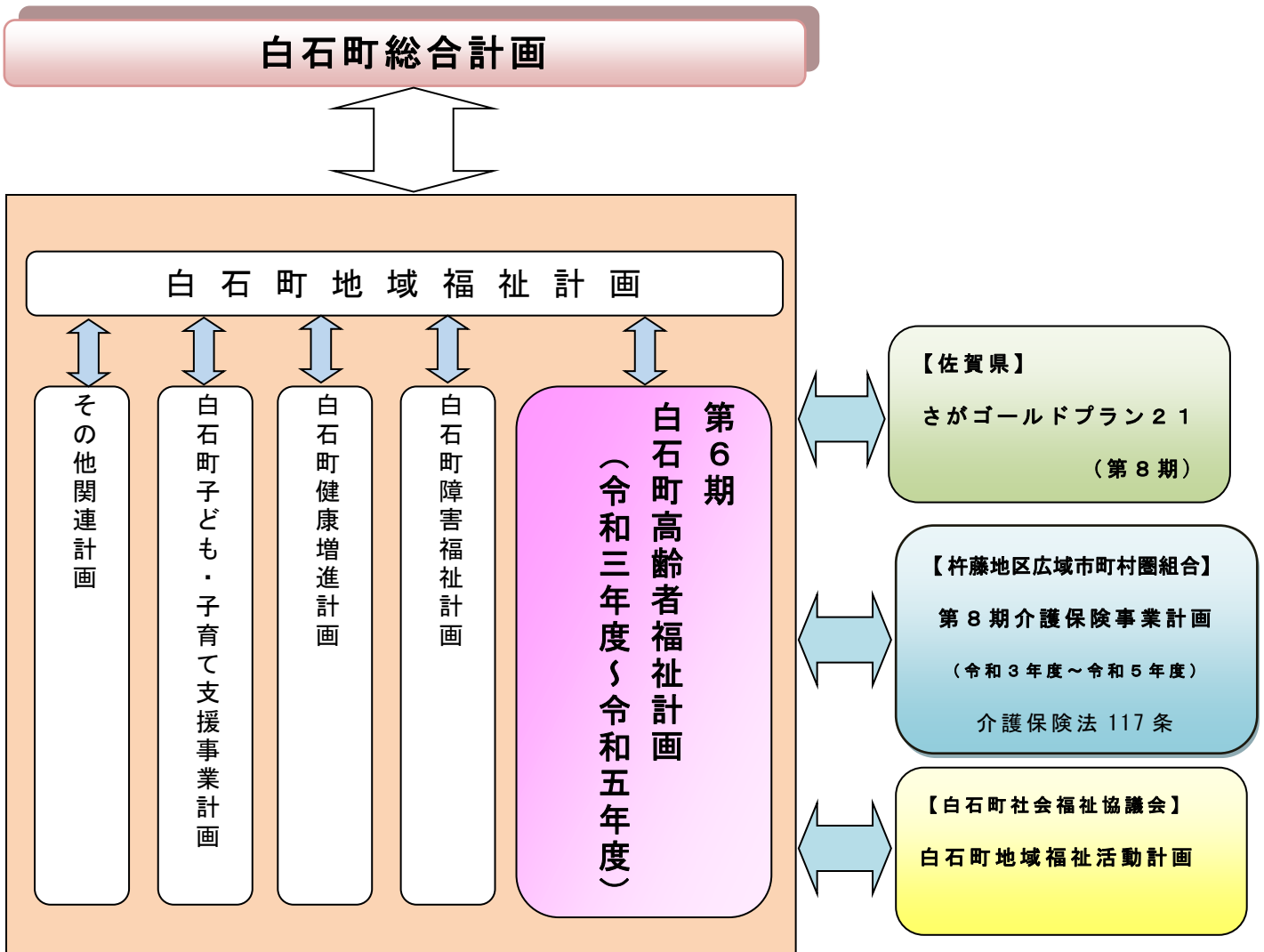
このような高齢者施策に取り組んでいくための計画として、今回新たに『第6期白石町高齢者福祉計画』を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定するものであり、本町における高齢者に関する福祉施策全般にわたる計画です。その基本的な目標を定めるとともに、取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画として定めます。白石町総合計画を上位計画とし、国及び県それぞれが策定した関連計画や、町が策定した各種計画等との整合を図ります。

また、本計画は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における老人福祉事業全般に渡るサービス提供体制の確保として位置づけられており、介護保険法第117条による杵藤地区広域市町村圏組合において策定されている杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画とも整合性を図ります。

福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ



3 計画の進行管理

(1) 計画の期間と見直し時期

本計画は、令和3年度を初年度として令和5年度までの3年間の計画とし、令和5年度中に見直すこととします。

	計画名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
白石町	総合計画	第2次計画			第3次計画					
	高齢者福祉計画	第5期計画			第6期計画		第7期計画			
杵藤地区広域市町村圏組合	介護保険事業計画	第7期計画			第8期計画		第9期計画			
		第7期プラン			第8期プラン		第9期プラン			
佐賀県	さがゴールドプラン21	第7期プラン			第8期プラン		第9期プラン			

(2) 計画の推進状況の点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において地域包括支援センター運営委員会等各種関連団体との意見交換や事務事業評価に基づく自己点検などにより、計画の内容及び進捗状況を点検・評価し、点検結果に基づく必要な対策を講じていきます。

また、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時、見直し・改善を図るものとします。

第2章 高齢者を取り巻く現況

1 人口推計と高齢化

白石町の人口は平成17年の合併から年々減少しており、令和2年9月末時点で、22,501人と、前年に比べ約1.7%減少しました。将来の推計では、64歳以下の人口は急激に減少しているのに対し、高齢者人口は、ほぼ横ばい状態で推移していくものと思われます。

そのため、高齢化率は、令和2年度35%を超え、令和5年度には36.7%になると推計され、将来にわたって伸び続けると考えています。

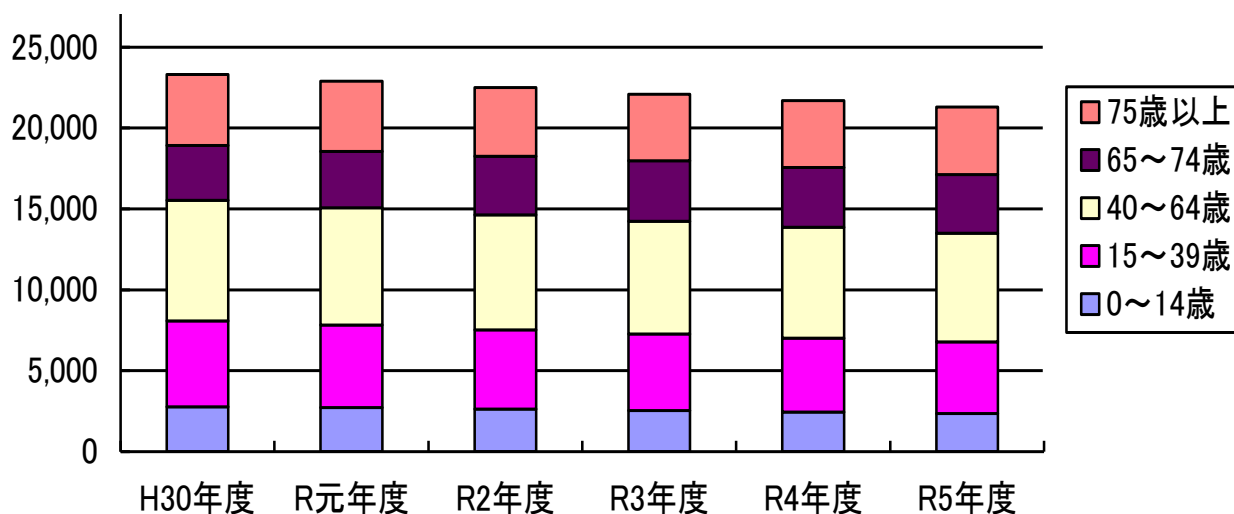
【人口と高齢者数の推移】（各年度9月末）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～14歳	2,775	2,722	2,621	2,539	2,447	2,343
15～39歳	5,307	5,090	4,901	4,739	4,575	4,452
40～64歳	7,449	7,261	7,098	6,958	6,837	6,698
65歳以上	7,785	7,816	7,881	7,860	7,838	7,808
65～74歳	3,387	3,491	3,640	3,730	3,707	3,632
75歳以上	4,398	4,325	4,241	4,130	4,131	4,176
総人口	23,316	22,889	22,501	22,096	21,697	21,301
高齢化率	33.4%	34.1%	35.0%	35.6%	36.1%	36.7%

※平成30年～令和2年は住民基本台帳人口（除く外国人）

※令和3年～令和5年は第8期介護保険事業計画策定時推計人口



2 要介護（支援）認定者数の推移

本町の要介護（支援）認定者数は、令和2年9月末現在1,502人となっています。

また、介護度別の分布は、要介護1が最も多く、次いで要介護2となっており、この傾向は当面続くものと考えています。

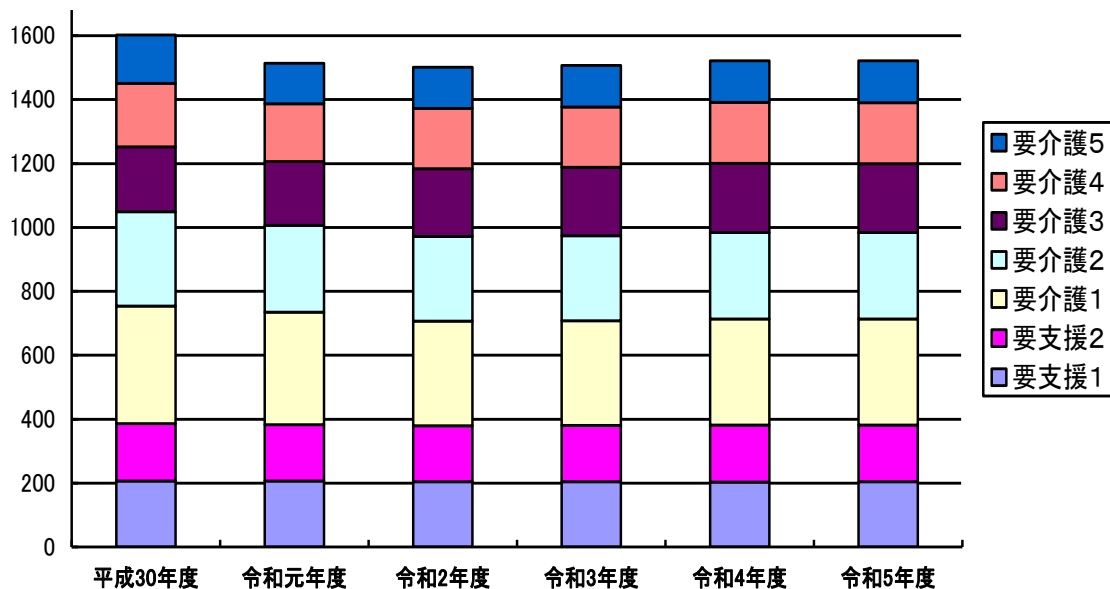
認定率は、平成29年度からは、低下していましたが、令和2年度以降、認定者数は微増していき、高齢者数に対する認定者数の割合は20%前後で推移していくと考えられます。

【要介護（支援）認定者数の推移】（各年度9月末）

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	207	207	204	204	203	204
要支援2	179	176	175	176	178	178
要介護1	368	352	328	328	333	332
要介護2	295	272	265	266	270	270
要介護3	203	199	212	214	217	216
要介護4	199	181	189	189	191	190
要介護5	151	127	129	130	130	132
合計	1,602	1,514	1,502	1,507	1,522	1,522
認定率	20.6%	19.4%	19.1%	19.2%	19.4%	19.5%

※平成30年～令和2年は実績、令和3年～令和5年は第8期介護保険事業計画策定時推計値



第3章 計画の目標

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で
安心して生き生きと暮らせるまちづくり

高齢化の進展とともに、認知症や高齢に伴う身体の不自由な方の割合が増加していく反面、それを支える世代は減少していく見込みであり、高齢者を取り巻く環境はますます厳しい状況になっています。

しかしながら、住み慣れた地域や家庭で、安心して生き生きと暮らし続けることは、誰もの願いです。

その実現のためには、ひとりひとりが豊かな生活を送るために努力する「自助」、近隣の方々、また町民が豊かな地域づくりに協力・協働する「共助」、そして法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービスなどの「公助」、この3つの“助”を、すべての町民がそれぞれの家庭や地域の中でお互いに理解し、実践していくことが重要です。

本町では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、さまざまな施策を展開してきました。

重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・生活支援・介護予防・医療・介護が連携し、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取組を進めてきました。

本計画では、理念やこれまでの取組を発展的に受け継ぎながら、ともに支えあい助け合う地域社会の実現を目指し、3つの“助”を適切に効果的に展開していくことを目指して、本計画を進めていきます。

2 基本目標

本計画を推進するにあたって、基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を掲げ、各種施策を推進します。

(1) 地域包括ケアの推進

まちづくりにおいて、高齢者の自立した生活に配慮した、安全で活動しやすい環境整備を進めていきます。

また、高齢者のみの世帯が増える中で、地域による助け合いや見守り活動が充実するよう図っていきます。

(2) 高齢者の社会参加と生きがいつくりの推進

活力ある健康長寿社会を実現するためには、高齢者が生きがいを持って、心豊かに生活することが重要です。

このため、高齢者が趣味や地域行事、生産活動などを通じた社会参加の機会の提供を促進します。また、多世代交流を通じ、すべての人と人がつながり支えあうことで、安全・安心を実感でき、愛着を持って住み続けられる町となるよう地域づくりに取り組みます。

(3) 介護予防の推進

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるようにするために、介護予防に努めていくことが大切です。比較的元気な人は今の健康状態が保てるように、加齢や疾病による身体機能や認知機能の低下をきたした人には悪化しないように、その状態に応じた効果的な介護予防事業を提供し、高齢者が尊厳をもって生活できるように支援していきます。

(4) 高齢者の在宅福祉の充実

加齢に伴い認知症など支障が生じても、高齢者の尊厳が守られ安心して生活を送ることができるよう、介護保険サービスをはじめ、町独自の総合事業や在宅福祉サービスの充実を図り、生活を支援するさまざまな

サービスを、それぞれの身体状況に応じて提供していきます。

(5) 認知症施策の推進

今後高齢化の進展に伴い認知症の人が増加することが予測されるため、これまで以上に地域全体で支えていく必要があります。本人のケアや介護する家族等への支援に努めるとともに、すべての人が認知症への理解を深め、自らの問題として認識し、高齢者の尊厳が保持される環境の整備に努めます。

(6) 地域における自立した日常生活の支援

介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど、地域の協力を受けながら高齢者の支援を行います。

(7) 高齢者の安全・安心の確保

若年人口は減少し、高齢者層の割合が増えて行く中で、高齢者が被災者・被害者となることが多い災害や事件、事故に対して少しでも被害の軽減ができるよう、行政と地域の連携が必要です。高齢者が孤立することがないように、地域のコミュニケーションの活性化を図り、住民同士がお互い情報を提供し、支え合いながら暮らすことができる地域づくりに努めます。

3 施策の体系

計画の体系は以下のとおりです。

基本理念	基本目標	主要施策
高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくり	1 地域包括ケアの推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化
		(2) 地域包括ケアを支えるネットワークの整備
		(3) 介護保険施設・福祉施設の適正配置
		(4) 介護職員の人材確保
		(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進
	2 高齢者の社会参加と生きがいつくりの推進	(1) 交流活動の促進
		(2) 生涯学習への支援
		(3) 就労への支援
		(4) 社会参加の促進
		(5) 老人福祉センターの活用
	3 介護予防の推進	(1) 住民主体の通いの場による健康づくりと介護予防の推進
		(2) 介護予防教室の充実
	4 高齢者の在宅福祉の充実	(1) ひとり暮らし高齢者等に対する支援の充実
	5 認知症施策の推進	(1) 認知症施策の充実
6 地域における自立した日常生活の支援	(1) 生活支援サービス体制の整備	
7 高齢者の安全・安心の確保	(1) 行政と地域の連携	
	(2) 地域のコミュニケーションの推進	
	(3) 感染症対策の推進	

第4章 施策の展開

1 地域包括ケアの推進

今後、白石町においても高齢者単独世帯や認知症高齢者が増えると同時に、様々なケアニーズの増大が予想される中で、介護保険や医療保険のサービスだけでなく、地域における見守りや生活支援、権利擁護などの支援が切れ目なく提供出来るように体制づくりを行います。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者の心身の健康の保持・増進、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助、支援を包括的・継続的に行う機関として地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行い多様化している高齢者の問題に対応していきます。

「地域包括ケアシステム」の充実に向けて、地域包括支援センターは職員の確保や資質向上、地域ケア会議を活用してのケアマネジメントの強化等、これまでの取組を推進していきます。

① 総合相談支援事業

地域包括支援センター並びに町内3ヶ所ある在宅介護支援センターの高齢者相談窓口としての周知を行います。また、民生児童委員会を始め各種団体に対し、高齢者問題理解のための研修会を行い、介護者の地域での孤立化の防止を図ります。その他、民生委員や近隣住民、警察、地域商店等も含めた見守りネットワークを充実させ、地域でのニーズ把握に努め、介護保険サービスにとどまらないさまざまな情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施し、高齢者が住み慣れたところで安心して暮らせるように、適切なサービスにつなげるための相談・関係機関との連携による対応を行います。

② 権利擁護事業

高齢者虐待や消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護にかかわる

相談対応を実施します。高齢者虐待については、見守りネットワークの強化を図り早期発見に努めます。さらに、高齢者虐待の対応では迅速かつ適切な対応が求められるため、弁護士や警察など専門機関との連携を図ります。

また、高齢者の権利、財産を適切に守るための成年後見制度を円滑に利用できるように普及啓発に努めるとともに、経済的に困難な場合でも、成年後見制度が利用できるよう成年後見利用支援事業を充実させることで、高齢者の権利擁護を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が地域で暮らし続けるためには、在宅と施設と病院の間で、継続的なケアマネジメントが途切れることなく一貫して実践できるよう、地域包括支援センターは、関係機関と連携を取りながら、地域包括ケアの実現につなげていきます。

(2) 地域包括ケアを支えるネットワークの整備

地域全体が一体となって高齢者を温かく切れ目なく支援していけるような環境や仕組み「地域包括ケアシステム」を充実することで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳をもって生活を送ることができるようにします。

「地域包括ケアシステム」の充実と共に、その総合調整を行うための地域包括ケア会議（①見守りネットワーク②地域ケア会議③医療・介護等関係者ネットワーク）を設置し、地域包括支援センターが中心になって、高齢者を支えるネットワークの充実を図ります。

① 見守りネットワーク

高齢者が地域で安全で安心した生活を送れるように、民生児童委員会、駐在員会、婦人会、老人クラブ、社会福祉協議会、商工会、警察等といった高齢者と関わりの多い関係団体機関やサービスの提供を行っている事業者と情報交換や連絡を行い高齢者の現状や実態を把握し、ニーズに対応した支援に努めます。

また、見守りネットワークの体制強化により、認知症高齢者や徘徊高齢者の早期発見、高齢者虐待や消費被害の未然防止に努め、高齢者の権利擁護を図ります。

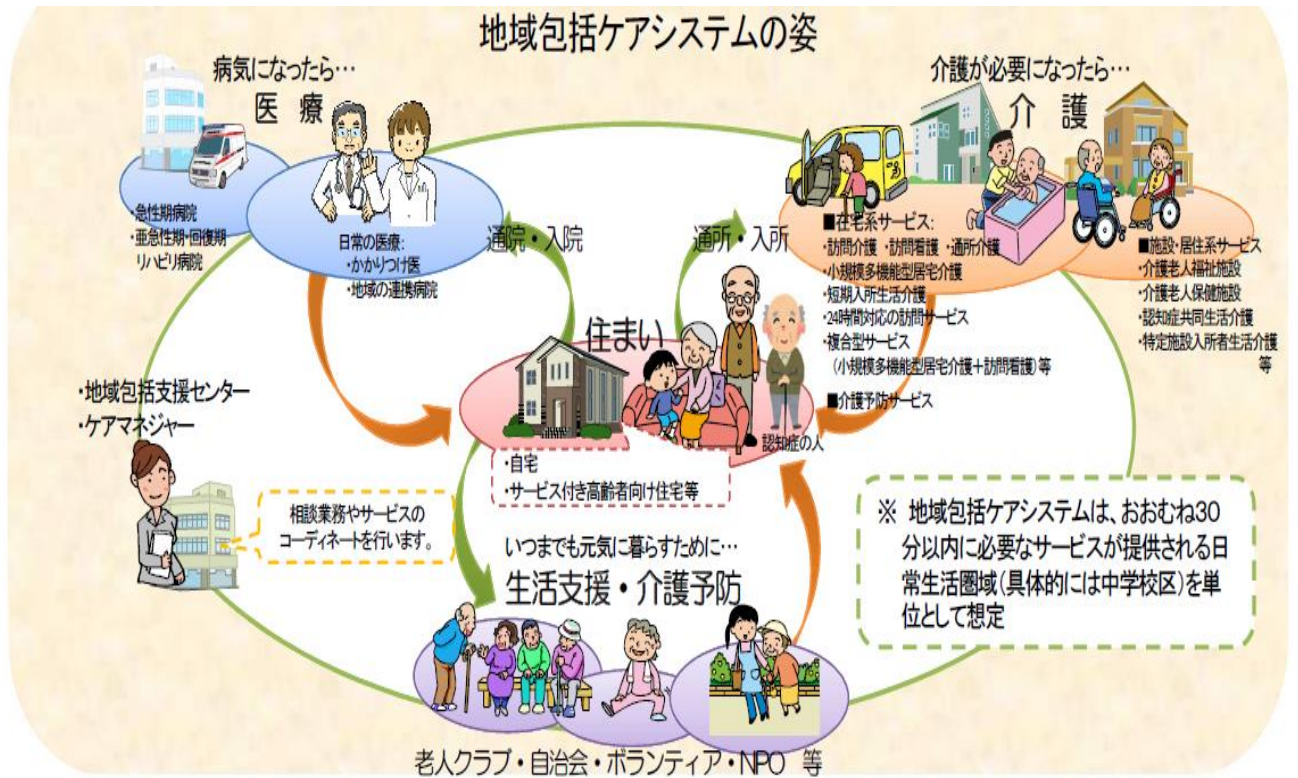
② 地域ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、医療機関等地域の関係機関との連携体制を強化し、ケアマネジメントの後方支援及び環境整備と介護支援専門員のサポートを行います。また、地域ケア個別会議を実施し、要介護等の支援内容の検討を関係機関で行い、地域における自立した生活を営むための協議を行います。

③ 医療・介護等関係者ネットワーク

医療と介護両方を必要とする状態の在宅高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を強化するため、在宅医療・介護連携推進事業により、武雄杵島地区医師会と緊密に連携を行いながら、関係機関の連携体制の強化を図っていきます。

また、医療及び介護に関する研修会や情報交換を行い、地域での介護をより充実させていくためのネットワークづくりを行います。



(3) 介護保険施設・福祉施設の適正配置

介護保険事業は、3市4町で組織する杵藤地区広域市町村圏組合で行っています。

そのため、杵藤地区広域市町村圏組合で策定する第8期介護保険事業計画の基本方針及び目標に基づき、介護保険施設、地域密着型生活介護など居住系施設だけでなく、地域包括支援センター、その他の高齢者福祉施設など既存の地域資源を含めて、施設の機能・役割と適正配置などについて検討します。

また、地域共生ステーション（宅老所）についても今後の動向等見守っていきます。

町内の高齢者福祉関連施設

（令和3年2月末資料）

種 別	施設数（定員）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2（116床）
介護老人保健施設	2（160床）
介護療養型医療施設	2（166床）
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1（40名）
通所介護（デイサービスセンター）	12（249名）
通所リハビリテーション	5（203名）
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	5（63名）
認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	2（15名）
有料老人ホーム	5（163名）
短期入所生活介護（ショートステイ）	2（19名）
短期入所療養介護（ショートステイ）	4
地域共生ステーション（宅老所）	5（62名）
在宅介護支援センター	3
地域包括支援センター	1

(4) 介護職員の人材確保

高齢化が進み、介護需要が高まる中、介護事業の現場では担い手不足が深刻な問題になっています。介護施設等が安定した介護サービスの提供が可能となるよう、町内の介護事業所に就職する者へ支援を行い、人材の確保に努めます。

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者に配慮したまちづくりを進めていくことは、すべての人が住みやすい社会になっていくことにつながります。公共施設や歩道など、高齢者の安全に配慮した整備を行っていきます。また、コミュニティタクシー（いこカー・予約制いこカー）の充実を図り、買い物や通院の足を確保することで高齢者が気軽に出かける機会をつくれます。



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

2 高齢者の社会参加と生きがいの推進

平均寿命が80歳を大きく上回る中、高齢であっても健康で活動的な方も多くみられます。

高齢者にとって住み慣れた地域での生活は多くの高齢者の望みです。充実した豊かな生活を送るためには、学習活動や軽スポーツ、趣味などの生きがい活動は重要な役割を担っており、生涯学習を取り入れた学習活動やスポーツ活動をニーズに応じて積極的に行うことができる環境づくりに努めます。

また、老人クラブ活動やサークル活動などの地域における交流活動については、地域社会への参加と生きがいを促進するという観点からも、その活性化を図ります。

(1) 交流活動の促進

老人クラブ活動を支援するとともに、高齢者が地域住民と積極的に交流していく機会（地域行事やサロン等）の充実を支援します。特に各地域における閉じこもりがちな高齢者の居場所づくりに努めます。

(2) 生涯学習への支援

関係機関との連携を図りながら、多様化するニーズを把握しつつ、高齢者がいつでも自由に学ぶことのできる環境づくりを行います。そのためには、教室等の内容の充実及び情報提供に努めます。

また、町民の生涯学習活動を支援するため10人以上のグループや団体に、職員が出向き専門知識を生かした説明を行う「まちづくり出前講座」が更に活用されるよう、内容の充実とPRに努めます。

(3) 就労への支援

高齢者が経験や知識、技術等を活かしながら、意欲や関心を持って社会活動に参加し、生きがいをもって働くことができるよう、シルバー人材センターの周知を図り、地域資源を活用した多様な活動の場を提供し高齢者の就労機会の確保に努めます。

(4) 社会参加の促進

高齢者の中にも、健康で就労意欲のある人や地域の活動などへの参加を希望している人がいます。また、高齢者が社会参加することは、生きがいを感じ、自立した生活をいつまでも送るためにも大切な要素となります。

このため、高齢者自身が長年培った知識や経験などを勤労や地域に生かし、お互いに協力し、社会的な役割を担い貢献していく生きがいとやりがいのもてる、ボランティア活動等多様な機会を創出し、社会参加を積極的に促進します。

(5) 老人福祉センターの活用

健康づくりや生きがい活動の拠点として、また、高齢者の活動拠点のひとつとして位置づけ気軽に利用できる環境を作り、住民主体の地域福祉活動の展開を図っていきます。



3 介護予防の推進

介護予防事業として「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。当該事業において、介護予防教室の実施や介護予防ボランティアの育成など、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進めてきました。

令和元年度から通所型サービスを実施し、地域主体で積極的に介護予防活動を行う健康体操サロンの支援を行っています。

今後も、従来の介護予防事業に加え、健康な高齢者を含む地域住民やボランティアなどの活動を介護予防事業の中心に位置づけ、連携を図りながら、介護予防の推進に努めます。

(1) 住民主体の通いの場による健康づくりと介護予防の推進

住民主体の通いの場である健康体操サロンの運営を支援し、介護予防ボランティアの育成を図っていきます。また、介護予防ボランティアと連携し、地域高齢者の状況把握に努め、介護予防教室等に繋げていきます。

(2) 介護予防教室の充実

保健・医療の専門職が、心身の状況、置かれている環境等に応じたプログラムを複合的に実施し、要介護状態となることへの予防又は要介護状態の軽減、悪化の防止及び地域における自立した日常生活を行うことの支援を目的とした介護予防教室を実施しています。

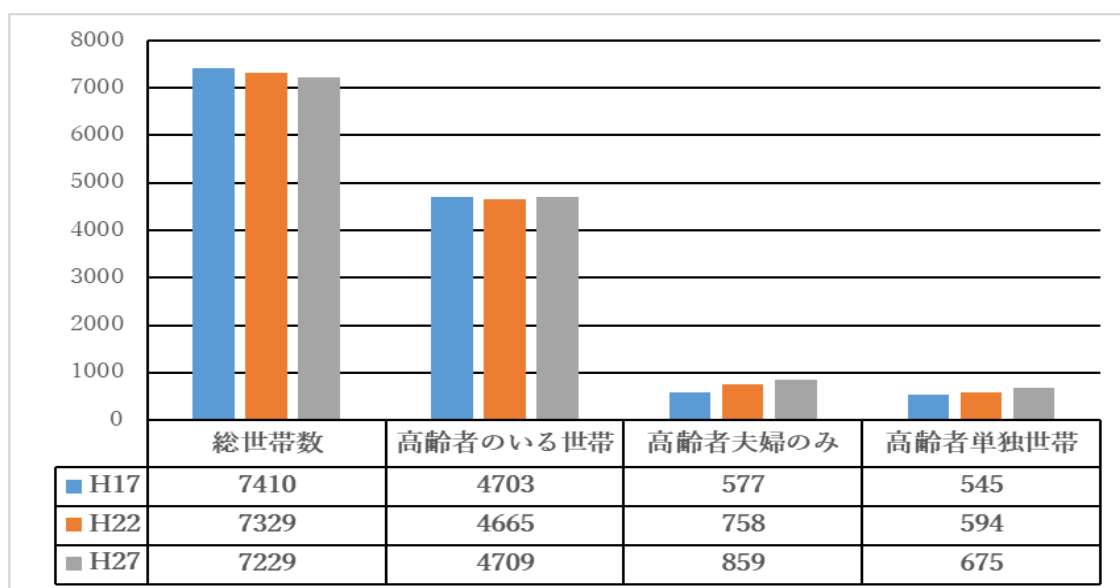
今後も介護予防教室の充実を図っていくとともに、対象者の把握に努め、参加を促していきます。



4 高齢者の在宅福祉の充実

高齢者の増加とライフスタイルの変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯も年々増加傾向にあります。介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、介護保険サービスに加えて各種の福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

高齢者のいる世帯数 (単位：世帯)



国勢調査資料

(1) ひとり暮らし高齢者等に対する支援の充実

ひとり暮らしの高齢者等の保健衛生、福祉の向上及び経済的負担の軽減を図るため、介護保険制度によるサービスの他、町独自の在宅福祉サービスの充実を図ります。

① 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所により各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上等を図ることにより、生きがいを見い出せるよう支援を行います。

比較的元気で介護保険の対象とならないおおむね65歳以上の高齢者に、介護予防体操、趣味活動、生きがい活動、送迎等の各種サービスを提供します。

【利用状況及び見込み数】 令和元年度までは実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	98	84	80	85	90	90
参加延人数	4,022	3,388	3,000	3,500	3,800	3,800

② 食の自立支援事業

調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して、食事を提供すると同時に安否確認を行うことにより、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援することを目的としています。

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等や身体障害者で、食の自立の観点から、心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の情報や、社会資源の状況等を総合的に勘案し配食サービスを提供します。毎年アセスメント調査を実施し、状況を判断したうえで、他のサービス等の検討も行います

配食サービスは、1日に2回（昼食・夕食）の週6日を限度に実施し、配達時に利用者の安否確認を行っています。また、高齢者のニーズも多様化している中で、民間事業者等の情報も収集しながら事業を継続していきます。

【利用状況及び見込み数】 令和元年度までは実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	44	49	45	50	55	60

③ 生活管理指導短期宿泊事業

高齢者を一時的に施設に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行を防止することを目的としています。

高齢者と同居する家族が、疾病、冠婚葬祭等により不在となる場合や虐待等一時的に養護する必要があると認められる場合に、特別養護老人ホーム等の施設を活用して、高齢者を宿泊させ、生活習慣等の指

導を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行を予防します。
また、介護者に代わって要援護高齢者を一時的に介護する必要がある場合にも利用できます。

今後も事業についての周知を継続していきます。

【利用状況及び見込み数】 令和元年度までは実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3	3	3	3	3	3

④ 紙おむつ等購入助成事業

介護用品購入の一部を助成することで、在宅での介護を必要とする高齢者とその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

常時失禁状態にある在宅の高齢者で、住民税非課税の方に対し、紙おむつ・尿取りパット購入費の一部を助成します。

利用者は、減少傾向ですが、引き続き事業の周知を行っていきます。

【利用状況及び見込み数】 令和元年度までは実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	9	5	6	8	10	10

⑤ ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

緊急通報機器を貸与することにより、緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、在宅での安心した暮らしを実現することを目的としています。

おおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきりの高齢者宅に緊急通報システム装置を貸与し、高齢者が家庭内で病気等の緊急事態に陥ったときにその装置を用いて委託先の警備会社等に通報することにより、必要な救助活動等を行い、高齢者の安全確保を図ります。

また、月1回の委託業者による訪問で、安否確認を兼ねた生活状況全般の確認や通報器の試験通報を行います。

【利用状況及び見込み数】 令和元年度までは実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置者数	48	40	42	45	45	50

⑥ 住宅改良事業費補助事業

高齢者が住み慣れた自宅で快適に生活できるよう支援することを目的としています。

在宅で所得税非課税世帯に属する要介護、要支援者高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住宅を改良するための費用の一部を助成します。

在宅高齢者の費用負担の軽減のため、今後も継続していきます。

【利用状況及び見込み数】 令和元年度までは実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2	1	1	2	3	3

⑦ 軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に日常生活上の軽易な家事援助（買い物、調理、清掃、洗濯など）を行うことで、自立した在宅生活の継続と要介護状態への進行防止を図ることを目的としています。

ヘルパーが軽易な日常生活の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要支援及び要介護状態への進行を予防します。

要介護認定を受けていない高齢者及び介護認定審査会において非該当となった高齢者の安心できる生活のために事業を進めていきます。

【利用状況及び見込み数】 令和元年度までは実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3	4	6	7	8	8

⑧ 老人ホーム等入所（居宅）措置事業

生活環境上、経済的、虐待等の理由により居宅での生活が極めて困難な高齢者に対し、施設入所措置を実施し、安定した生活を確保することを目的としています。

家庭環境や経済的理由により家庭で生活することが困難な高齢者の入所施設として、近隣の養護老人ホームとの連携を図り、自立した生活のために必要な指導、支援を行います。また、被虐待高齢者の措置等を含め円滑な対応に努めます。

【措置状況及び見込み数】 令和元年度までは実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所利用者数	7	6	7	8	9	10

5 認知症施策の推進

(1) 認知症施策の充実

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は今後さらに増加すると見込まれています。認知症高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるようにするためには、地域住民が認知症を正しく理解し、地域全体で認知症高齢者とその家族を見守り、支援することが必要であり、認知症に関する正しい知識の普及啓発は重要な課題です。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、医療・介護等が連携し、認知症の早期診断・早期対応につなげていきます。

認知症高齢者等が尊厳を保ち安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の普及や虐待防止など、高齢者の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

また、若年性認知症は、社会や家庭で重要な役割を担っている時期に発症するため、早期受診を促し、関係機関へつなげていきます。

① 普及啓発の推進

認知症への住民の理解や関心は徐々に高まってきていますが、まだ十分に理解されているとはいえません。認知症を医療や介護、福祉に携わる者だけでなく、住民が広く理解することが、本人や家族等を支えることにつながります。

このため、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症の原因や予防、適切な介護のあり方等についても知識の普及に努めます。

② 地域との連携

住民主体の通いの場である健康体操サロンにおいて、認知症予防に関する取組の実施をお願いします。また、認知症による高齢者の行方不明等が発生した際に、地域の方々と安否情報を共有できるサービスである「高齢者見守り支援シール」を利用し、早期保護を図ります。

③ 認知症初期集中支援事業の実施

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けた支援を実施します。

この事業は、看護師、精神保健福祉士等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が認知症の方の自宅を訪問し、適切な医療・介護のサービスに結びつけることを目的に実施します。

④ 権利擁護・虐待の防止

認知症等により判断能力が衰えた高齢者が、悪徳商法の被害者となったり、身体的、経済的な虐待や財産侵害を防ぐため、成年後見制度事業や地域福祉権利擁護事業など、高齢者の権利擁護に関する制度の利用促進を図ります。また、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るための体制の充実強化及び高齢者虐待の防止に向けた普及啓発を行うとともに、擁護者等の負担軽減を図り発生防止に努めます。

⑤ 交流の場の確保

認知症になると、気力の喪失や失敗への不安から、家に閉じこもりがちになり、社会との接点を失い、より進行が加速してしまう恐れもあります。

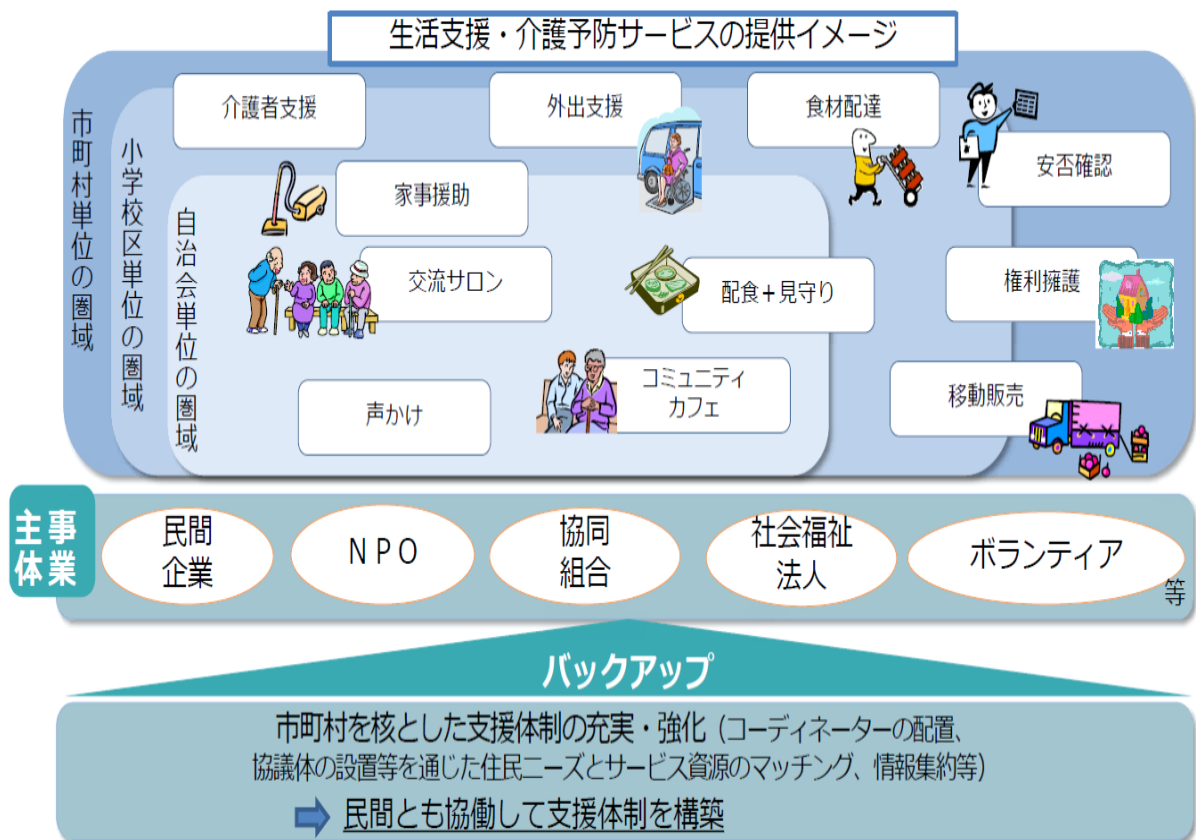
また、介護者にとっても、家庭の中で介護を続けることは大きなストレスとなります。

このような状況を回避し、当事者や家族だけでなく、同じ状況の仲間や専門職、地域の人々が集まり交流を行う場である「認知症カフェ」を町内3カ所で開催し気軽に集える場所を確保します。

6 地域における自立した日常生活の支援

(1) 生活支援サービス体制の整備

少子高齢化の進行に伴い、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくり（地域ケアシステムの構築）に取り組み、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーターを配置し活動を行っていきます。地域の課題について、住民が主体となり話し合う場を設け、地域課題に対する自助・互助の創出を目標に進めていきます。



7 高齢者の安全・安心の確保

(1) 行政と地域の連携

災害時に避難する場合、高齢者や重度の障害のある人などは機能の低下から避難が遅れ被災することが考えられます。行政は避難場所などの避難情報を事前に提供しておくことが重要です。また、自力で避難することが困難な人の、避難行動要支援者名簿を基に具体的な支援プランの策定などを進め、行政と地域住民の救援活動への参画を促します。

また、高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺などの消費者被害を未然に防ぐため、防犯に関する意識の啓発に努めるとともに、地域の関係団体との情報を共有し、被害にあった場合は、迅速かつ適切に支援が行えるよう努めます。

(2) 地域のコミュニケーションの推進

高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増える中で、高齢者が安全で安心して生活するために、家の中で過ごしがちな高齢者が地域住民（ボランティア等）と自宅から歩いていける場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいがづくり、仲間づくりの輪を広げ、また地域の介護予防の拠点となるサロン事業の推進に努め、住民同士が支え合いながら暮らすことができる環境づくりに取り組んでいきます。

(3) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症が流行し、高齢者の外出や交流の機会が減ることで、心身の健康確保や介護予防の活動が縮小しています。

新型コロナウイルス等感染症を防止し、高齢者が安全に外出や交流の機会をもつことができるよう、「新しい生活様式」の実践について啓発を行うとともに、安全に通いの場であるサロン等を開催できるよう支援していきます。

第5章 計画の推進

高齢者が適切なサービスを利用するためには、サービスの提供体制を整備する必要があります。そこで、利用者が幅広い選択肢の中から希望に応じた、適切なサービスが利用できるよう、体制強化に努めます。

1 相談・情報提供体制の充実

(1) 身近な機関による相談体制の充実

介護保険制度をはじめ福祉サービス等に関する利用者の相談に総合的に対応できるよう、地域包括支援センターにおける総合相談体制の充実に努めるとともに、身近な相談窓口として、町内にある在宅介護支援センターとの連携を図ります。

(2) 情報提供体制の充実

介護サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業・地域福祉活動など様々なサービスや制度について、町広報紙・ホームページやケーブルテレビ放送など多様な媒体を活用し、分かりやすく住民に提供していきます。

2 関係者・関係団体との連携

(1) 庁内の推進体制整備

高齢者に対し、より効果的・効率的なサービスが提供できるよう、各種サービスを提供する担当部局だけでなく、庁内の関係部局との連携を図ります。

(2) 関係機関との連携

高齢者に係る幅広い分野にわたる施策の充実のため、介護等サービス事業所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護保険事務所、県等の関係機関との連携強化を図るとともに、住民やボランティア等の地域との協働関係の強化を進めます。

白石町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	区分（役職名等）	
百 武 和 義	副町長	会 長
草 場 祥 則	議会議員代表	副会長
門 田 憲 治	駐在員会代表	
光 武 ミエ子	民生児童委員協議会代表	
門 田 和 昭	社会福祉協議会事務局長	
本 告 尊 子	在宅介護支援センターうたがき	
溝 口 克 弘	武雄杵島地区医師会代表	
尾 形 理 恵	武雄杵島地区医師会コーディネーター	
江 口 武 好	老人クラブ連合会会長	
大 串 峰 雄	シルバー人材センター事務局長	
小 森 八重子	ボランティア連絡協議会長	
山 口 光 史	杵藤保健福祉事務所福祉支援課長	

○白石町高齢者福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 白石町の老人福祉計画を策定するため、白石町高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、白石町高齢者福祉計画に関する事項に関し必要な審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 議会の議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者
- (5) 医療事業に関係のある者
- (6) 高齢者の代表者
- (7) 行政機関の職員
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 駐在員の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が完了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は行政機関の職員として委嘱された委員とし、副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿社会課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。